

資料 1

議会基本条例の点検・検証（議員自己評価）の実施について

（令和 6 年度第 15 回全員協議会資料／令和 6 年 12 月 20 日）

1 現 状

- (1) 議会基本条例を確認する定期的な機会となっている。
- (2) 自己評価の目的が議会基本条例の確認という手法になっている。
- (3) 自己評価＝議会基本条例に沿った自己行動評価となっている。
- (4) 評価の主語（本人・委員会・議会）が混在し、回答に苦慮する。
- (5) 自己評価結果が議会活動に反映されている実感が乏しい。

2 目 標

- (1) 自己評価は「議会基本条例の確認」ではなく、「条例改正を前提とした点検」の視点で取組むことを目標とする。
- (2) 評価結果を次年度の主要事業等（活性化策。抽出事業）へ反映することを目標とする。
- (3) 自己評価に係る議員アンケート結果を尊重し、シンプル（簡潔明瞭）な体裁に改正することを目標とする。

3 改正のポイント

- (1) 評価項目は、①条文に従いこれまでどおり取り組む、②改善・拡充に向け新たな取組みを検討、③今回の検証をもとに条文を改正、④条文の表現や字句を整理、⑤その他、及び記述評価の 2 種類とする。
- (2) 評価の方法は、①～⑤までのいずれかにチェックを入れ、②～⑤にチェックした場合には具体的な案や意見を記述する形式とする。
- (3) 評価時期は 1 月とし、次年度（次期）への継続性（サイクル）を担保する仕組みとする。
- (4) これまで評価していなかった条文（自己行動評価に馴染まない条文）についても、条例の点検・検証という視点から評価することとする。

4 特記事項

- (1) 毎年、制度の点検を重ねながら、より効果を發揮する議会基本条例の点検・検証制度の実現に努める。
- (2) 議会基本条例等関係例規については、必要に応じて適宜改正する。